

# 長崎県インフラツーリズム対象施設評価・選定業務委託プロポーザル募集要領

この要領は、下記業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの（以下、「提案者」という。）が留意するべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書及び関係書類（業務実績を証明する書類）（以下、「企画提案書等」という）を提出するものとする。

## 1 業務名

長崎県インフラツーリズム対象施設評価・選定業務委託

## 2 業務の概要

### （1）業務の内容

別添「仕様書」のとおり。

### （2）履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

### （3）履行場所

長崎県土木部建設企画課及び発注者が指定する場所

### （4）予算額

5,445,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※事業の企画・調整等に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含む。

※委託料の支払いは、委託業務完了後とする。

## 3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年4月28日（月）	公募開始
令和7年5月16日（金）	参加表明書提出期限
令和7年5月20日（火）	参加資格確認結果通知
令和7年5月27日（火）	企画提案書等提出期限
令和7年6月2日（月）の週	企画提案書等審査
令和7年6月6日（金）	審査結果通知

## 4 企画提案書等の作成及び提出

### （1）提出書類

別添「企画提案書等作成要領」により作成した企画提案書等

### （2）提出部数

正本1部、副本6部（計7部）を提出すること。

### （3）提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に持参すること。

### （4）提出期限

令和7年5月27日（火）午後5時（必着）

※期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受理しないため注意すること。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県 土木部 建設企画課 企画調整班

電話：095-894-3021

(6) 留意事項等

ア 企画提案書等は1者につき1提案のみとする。

イ 企画提案書等を受理した後の追加及び修正は認めない(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書等には、会社名など参加者が特定される情報は記載しないこと。

エ その他

・企画提案書等（正本1部、副本6部）は、まとめてA4ファイルに綴じて提出すること。

・A4ファイルの表紙及び背表紙並びに正1部の表紙については、事務局（建設企画課）限りの取扱いであり、事務局において企画提案書等とそれを作成した会社を確認することができるよう、提案事業タイトルと提案者の名称を記入すること。

記入例：長崎県インフラツーリズム対象施設評価・選定業務委託 株式会社〇〇  
なお、審査の公平を期すために、副本には会社名を記入しないこと。

## 5 質疑及び回答

質疑がある場合は、質疑の内容を別途定めた様式へ記入し、電子メールにて提出した後、電話により受信を確認すること。

また、質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答する。

（メールアドレス） s08080@pref.nagasaki.lg.jp

なお、質問書の提出期限は、令和7年5月19日（月）午後5時までとし、回答は令和7年5月21日（水）午後5時までに行う。

## 6 審査

(1) 審査の方法

(2) の評価基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には別添「評価基準表」の「1. 業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とする。なお、「1. 業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員会議のうえこれを選定する。

(2) 評価基準

別添「評価基準表」のとおりとする。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全提案者に通知する。

#### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と企画提案の内容または参加の意思について相談を行うこと。
- ウ 最優秀提案者の選定までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### 7 契約手続

- (1) 長崎県は特定された企画提案書等の内容を尊重した仕様書の作成及び予定価格の設定を行い、最優秀提案者とこれに基づいた契約締結の手続き（見積執行）を行う。
- (2) 最優秀提案者と契約締結の手続きが調わないときは、次点の提案者と前項に準じて契約締結の手続きを行う。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約締結候補者が、契約締結候補者として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しない。

### 8 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはない。

### 9 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 企画調整班

T E L : 095-894-3021

E-mail : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

### 10 その他

- (1) 参加表明書等提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な扱いをするものではない。
- (2) 企画提案書等の作成経費等、本プロポーザルの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施及び企画・運営にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととする。
- (5) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報

告を求めることができる。

- (6) 本業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて長崎県に帰属する。また、受注者は、著作者人格権を行使しないこととする。
- (7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により県の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。